

【第1章】生活環境保全推進ガイドラインについて

1-1 生活環境保全推進ガイドラインの策定について

大気環境や水環境などの生活環境を保全する取組の歴史は古く、かつては公害対策の取組として行われていました。横浜においても1950年代には大気汚染や水質汚濁などの著しい産業型公害が大きな社会問題となっていました。当時は公害関係法令の整備が不十分だったため、横浜市では「公害対策よこはま方式」といわれた公害防止協定（現在の環境保全協定）を民間企業と締結する等の取組を進めてきました。

その後も公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、時代の要請に応じて、様々な法律や条例、計画等が整備され、取組を進めてきました。その概要を表-1-1にまとめています。これらの取組は、主に市が主体となって法律や条例に基づき実施してきました。その結果、近年では横浜の生活環境は良好になってきています。しかしながら、それだけでは解決が難しい光化学スモッグなどの課題も依然として残されています。生活環境に関する主な項目の推移については、図-1-1～1-5にまとめています。また、生活環境の分野は大気や水質、音など多岐にわたるとともに、様々な法律や条例が整備・改正され、個々の取組が市民・事業者にわかりにくくなっています。

この生活環境保全推進ガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である環境管理計画の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

表-1-1 公害対策や生活環境の保全に関する主な動向

西暦	担当局	横浜市の動向※	社会の動向や環境法令等の整備状況
～1950		横浜市の人口が100万突破（1942）	大気汚染などの公害の問題化
1951～1960			神奈川県事業場公害防止条例の制定（1951）
1961～1970	衛生局	衛生局公衆衛生課に公害担当者を配置（1961） 公害防止協定第1号の締結（1964） 横浜市の人口が200万突破（1968）	神奈川県公害の防止に関する条例の制定（1964） 公害対策基本法の制定（1967） 大気汚染防止法の制定、騒音規制法の制定（1968） 公害国会、水質汚濁防止法の制定（1970）
1971～1980	公害対策局	公害対策局の発足（1971） 「総合計画・1985」において環境目標を設定（1973） 硫酸化合物及びばいじん対策指導要綱等の制定、 水環境目標に生物指標を導入（1975）	環境庁の設置、悪臭防止法の制定、 神奈川県公害防止条例の制定（1971） 振動規制法の制定（1976） 神奈川県公害防止条例の全部改正（1978）
1981～1990		横浜市の人口が300万突破（1985） 都市生活型公害や快適な環境を求める市民ニーズに対応するため「環境管理計画-環境プラン21」を策定（1986）	
1991～2000	環境保全局	公害対策局から環境保全局へ改組（1991） 横浜市が目指す水環境目標とそれを達成する方策を示した「水環境計画」を策定（1994） 環境の保全及び創造に関する基本条例の制定（1995） 基本条例に基づき「環境管理計画」を策定（1996）	環境基本法の制定（1993） 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の制定（1998） ダイオキシン類対策特別措置法の制定（1999） 化学物質排出把握管理促進法の制定（1999）
2001～2010		生活環境の保全等に関する条例の制定（2002） 生活環境の保全等に関する条例を改正して土壌汚染対策の規定を追加（2004） 環境保全局・緑政局・下水道局の統合により環境創造局の発足（2005） 「水環境計画」「水環境マスタープラン」「横浜市緑の基本計画」を統合して「水と緑の基本計画」を策定（2006）	環境省の設置（2001） 土壌汚染対策法の制定（2002）
2010～	環境創造局	新たな「環境管理計画」の策定（2011） 「水と緑の基本計画」の改定（2016） 「環境管理計画」の改定（2018） 「生活環境保全推進ガイドライン」の策定（2019）	東日本大震災の発生（2011） 水銀汚染防止法の制定（2015）

※条例等の名称から一部「横浜市」の標記を省略しています。

●生活環境に関する主な項目の推移

二酸化窒素（NO₂）などの大気汚染物質（図-1-1）やBOD（図-1-2）、全窒素・全りん（図-1-3）など多くの項目は環境中の濃度が減少し、環境は良好になってきています。また、道路交通騒音（図-1-4）の環境基準適合率も改善傾向にあります。

一方、例年、光化学スモッグ注意報が発令される状況（図-1-5）にあるなど、依然として課題も残されています。

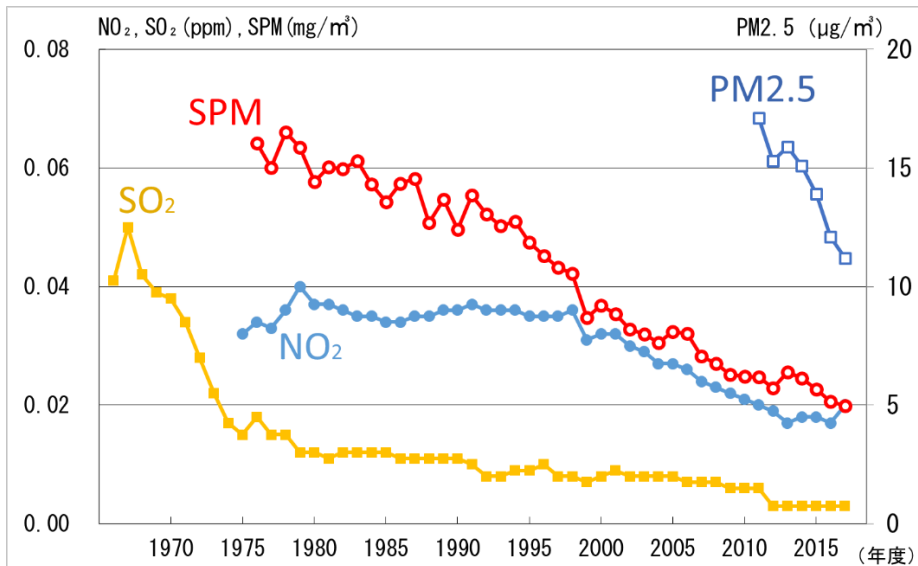


図-1-1 大気汚染物質の年平均濃度の推移

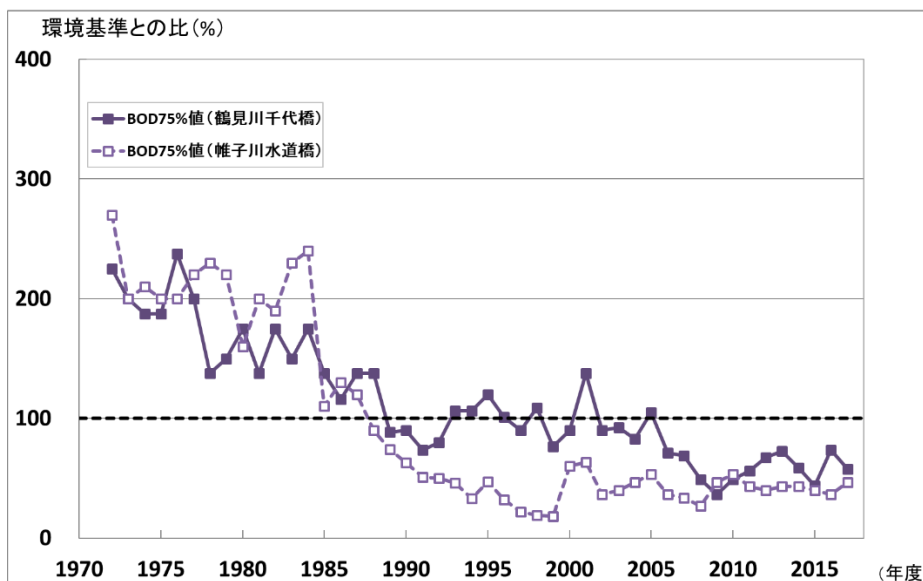


図-1-2 河川のBOD75%値の経年変化（環境基準との比）

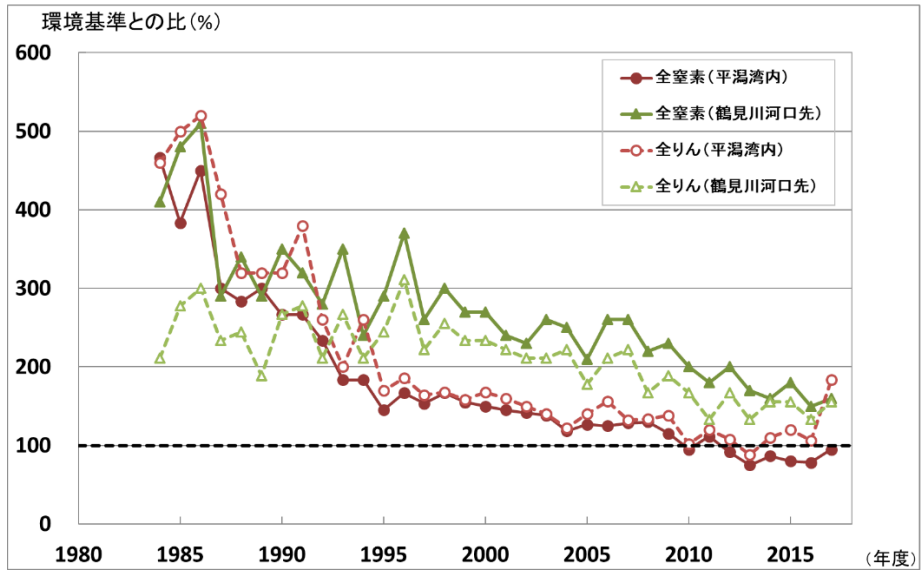


図-1-3 全窒素・全りんの年平均値の経年変化（環境基準との比）

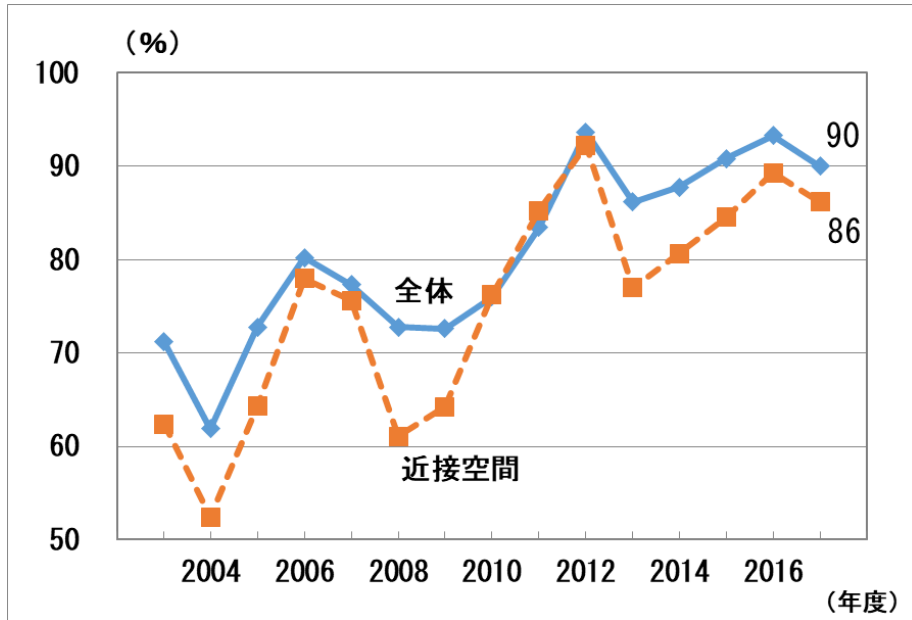


図-1-4 道路交通騒音（面的評価）の環境基準達成率の推移 ※対象路線を5年周期で評価

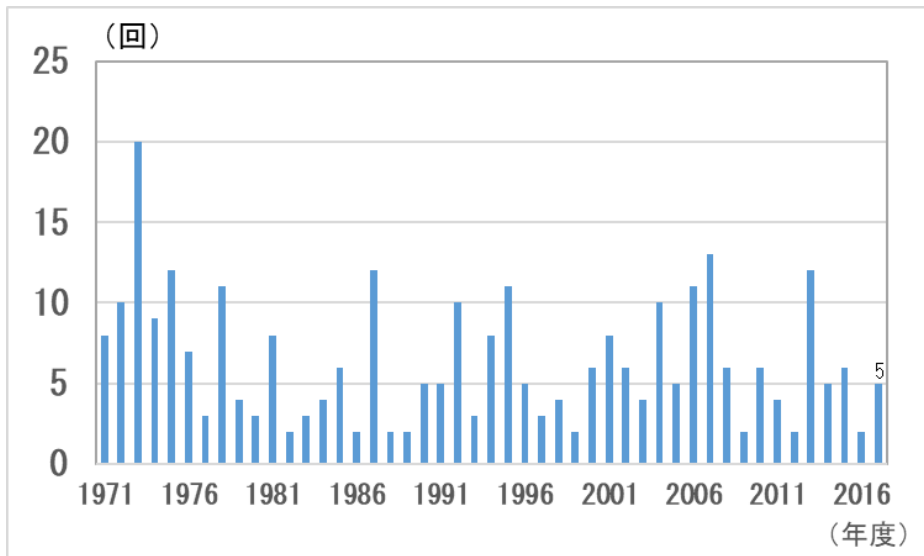


図-1-5 光化学スモッグ注意報発令回数の推移

環境管理計画は横浜の環境の総合計画です。2011年4月に策定した環境管理計画では、環境側面からの基本施策の一つに「生活環境」を掲げており、この計画や法律に基づき、生活環境を保全する取組を推進してきました。また、計画に掲げる目標達成に向けて、具体的な取組の一部を横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境条例」という。）で制度化しています。その後、2018年の改定で、環境管理計画は、環境の総合計画として中長期的な環境目標や取組方針を示すことに特化しました。このことも受けて、本ガイドラインは、環境管理計画の分野別計画として、生活環境分野の目標達成に向けた具体的な取組を記載しています。これらの関係を図示すると、図-1-6 のようになります。

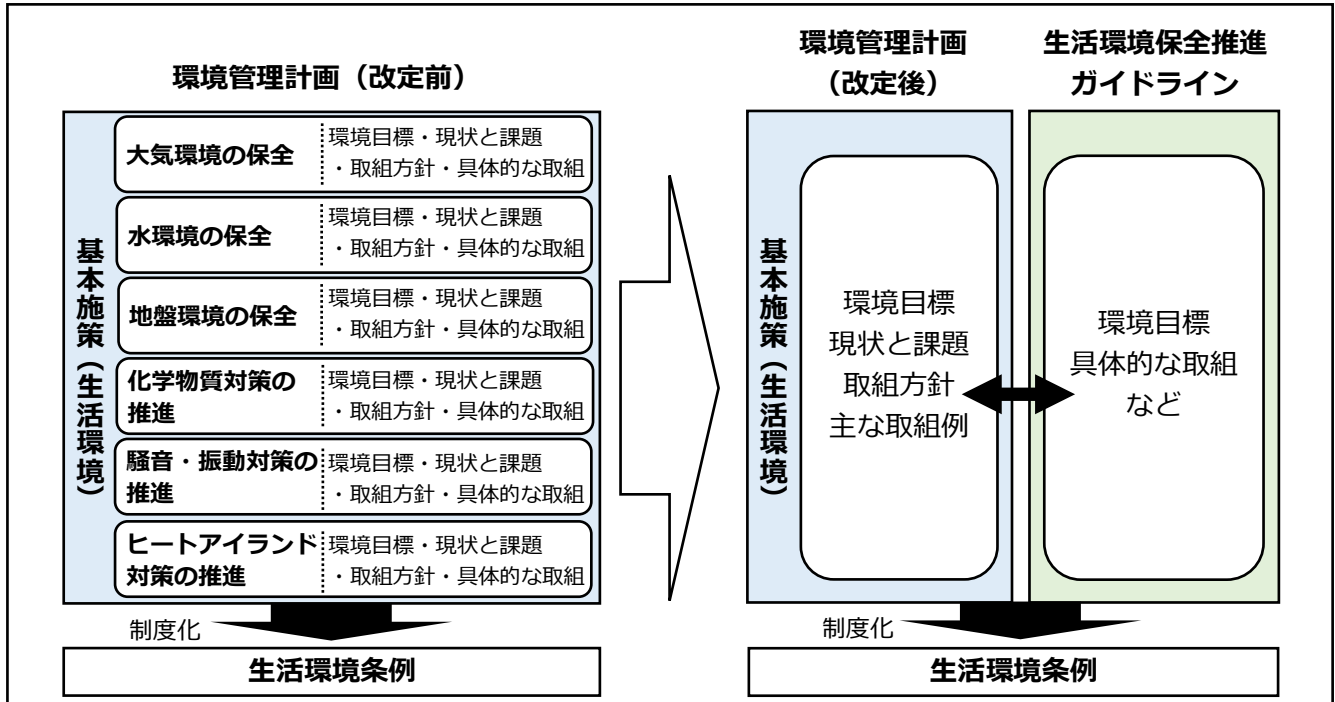


図-1-6 環境管理計画の改定と生活環境保全推進ガイドライン及び生活環境条例の関係

本ガイドラインでは、環境管理計画と整合を図りながら、生活環境の目指す姿や、大気や水などの生活環境の分野ごとに詳細な環境目標と達成の目安となる環境の状況を設定します（表-1-2, 3）。

表-1-2 環境管理計画の生活環境の目指す姿等

目指す姿	安全・安心で快適な生活環境の保全
2025年度までの環境目標	◇大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ◇音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ◇市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
達成の目安となる環境の状況	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする ◇生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする ◇市民の生活環境に関する満足度の向上 ◇生活環境の保全につながる環境行動の推進

生活環境の分野ごとに
詳細に設定

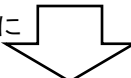


表-1-3 生活環境保全推進ガイドラインの目指す姿等

目指す姿	安全・安心で快適な生活環境の保全	
大気環境の保全	2025年度までの環境目標	◇大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
水環境の保全	2025年度までの環境目標	◇水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
地盤環境の保全	2025年度までの環境目標	◇土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。
	達成の目安となる環境の状況	◇土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている ◇地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている ◇地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
音環境の保全	2025年度までの環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 ◇市民の生活環境に関する満足度の向上
分野横断の取組	2025年度までの環境目標	◇大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。 ◇音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 ◇市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。
	達成の目安となる環境の状況	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成 ◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする ◇生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする ◇市民の生活環境に関する満足度の向上 ◇生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に関連した取組	2025年度までの環境目標	◇生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。
	達成の目安となる環境の状況	◇市民の生活環境に関する満足度の向上

※下線は環境管理計画と共通の項目

次の2つの方向性で生活環境の保全を推進します。

◆ 生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進

生活環境には、大気や水、土壌などの様々な分野があることから、従来からその分野ごとに目標を定め、法や条例に基づく取組を体系的に進めてきました。また、大気や水などの生活環境を保全する取組は、それぞれの取組が密接に関係することから、分野を横断した取組も進めてきました。さらに、市民の環境へのニーズに対応して市民生活に関連した取組も進めてきました。これらの取組により、横浜の生活環境は良好になってきています。今後も、マイナスからゼロの環境に向けて、生活環境の悪化を未然に防止し、良好に維持するためにも、現行の基盤となる取組を着実に推進していきます。

◆ 連携による新たな取組の推進

生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりや温暖化対策などの他の施策とも密接に関係しています。さらに、環境への負荷は、事業活動や市民の生活などあらゆる主体の活動に起因しています。また、最近ではSDGs¹の目標達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決や地球規模のパートナーシップなどの施策間・主体間の連携の考え方が示されています。生活環境の保全についても、ゼロからプラスの環境に向けて、SDGsの考え方を取り入れ、施策間・主体間の連携による新たな取組を推進していきます。

本ガイドラインの構成は、図-1-7のとおりです。第1章では、本ガイドラインについて、基本的な事項をまとめています。第2章では、生活環境の保全の基盤となる具体的な取組について、大気や水環境などの分野別の取組と分野横断の環境保全施策、市民生活に関連する取組にまとめています。第3章では、今後検討していく連携による新たな取組の方針をまとめています。第4章では、本ガイドラインの評価や進捗管理、公表についてまとめています。

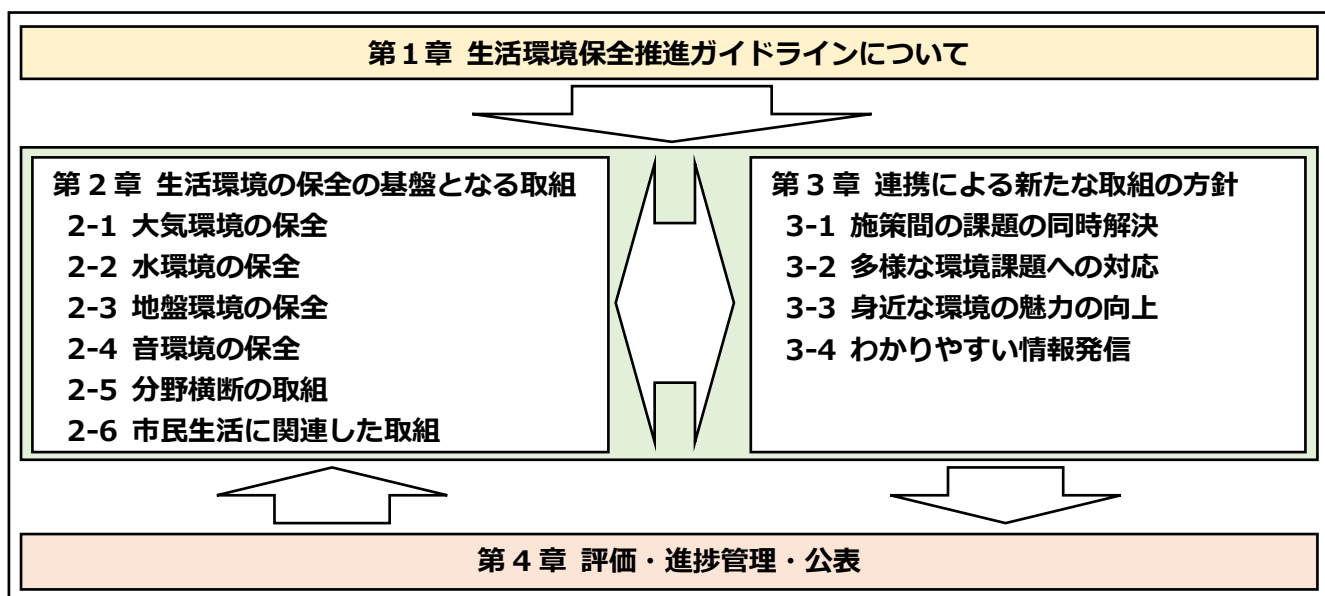


図-1-7 生活環境保全推進ガイドラインの構成

¹ 「SDGs」

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で掲げられた国際目標。17のゴール（目標）とゴールごとに設定された169のターゲットから構成されている。